

## 郵送による課税資料閲覧申請書

(あて先) 亀岡市長

令和 年 月 日

申請者	住所	電話 ( )	フリガナ 氏名	
			所有者との関係	本人・同一世帯人・代理人・その他( )

次のとおり、課税資料の閲覧を申請します。

種類	<input type="checkbox"/> 名寄帳 <input type="checkbox"/> 地番図 <input type="checkbox"/> 旧土地図面 <input type="checkbox"/> その他( )										
閲覧(照合)の事由											
所有者	住所	フリガナ 氏名	法人のみ代表者印								
区分	物件の所在地	地目又は家屋番号									
土地・家屋			<table border="1"> <tr> <td>手数料</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>コピー</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>発行者</td> <td></td> </tr> <tr> <td>確認者</td> <td></td> </tr> </table>	手数料	円	コピー	円	発行者		確認者	
手数料	円										
コピー	円										
発行者											
確認者											
土地・家屋											
土地・家屋											

\* 該当する□内にレ印を記入してください

地番図・旧土地図面を閲覧される場合は、物件の所在地を記入してください。

地番図・旧土地図面以外の課税資料を閲覧される場合は、個人情報保護のため、運転免許証等により本人確認をさせていただきます。

連絡先については、昼間に連絡ができる電話番号を記入してください。

\* この申請書における「所有者」は、賦課期日時点で固定資産課税台帳に登録のある者をいいます

## 郵送による申請に際しての注意事項

## ・名寄帳

- (1)本人確認書類の写し(運転免許証、マイナンバーカードなどのコピー)を添付してください。
- (2)代理の方が申請される場合は、委任状等を添付してください。
- (3)法人の場合は、申請書に代表者印が必要です。
- (4)相続人が申請される場合は戸籍謄本・除籍謄本等を、借地借家人が申請される場合はその旨が確認できる書類を添付してください。

## ・地番図、旧土地図面、航空写真

- (1)地番図・旧土地図面・航空写真のみを閲覧される場合は、所有者欄の住所と氏名の記入は不要です。

## 郵送による申請に必要なもの

## ○手数料

## ・名寄帳 1件につき300円

年度、所有者ごとに1件とし、共有物件は別所有となります。

## ・地番図、旧土地図面、航空写真

1度の申請につき300円の閲覧手数料と、枚数に応じたコピー代が加算

白黒印刷は1枚10円、カラー印刷は1枚50円です。

例:地番図を白黒印刷で申請 → 閲覧手数料とコピー代を合わせて310円

手数料は、ゆうちょ銀行発行の定額小為替を同封いただくか、現金書留でお送りください。

(おりのいらないように、必要な分だけ送付してください。)

## ○返信用封筒・返信用郵送料

返信先の住所・宛名を書いた封筒に切手をお貼りください。

※お問い合わせ先・申請書送付先  
〒621-8501 京都府亀岡市安町野々神8番地  
亀岡市役所 市民生活部 税務課 固定資産税係  
TEL 0771-25-5013(直通)